

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

社会福祉法人 禱友会

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

この加算取得のためには、下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- ① 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ③ 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、別紙の通り公表いたします。

<当法人が算定している加算>

介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員等ベースアップ等支援加算